

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務)</p> <p>2-1 税理士法(以下「法」という。)第2条に規定する「税理士業務」とは、同条第1項各号に掲げる<u>事務(電子情報処理組織を使用して行う事務を含む。)</u>を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業とする」とは、<u>当該事務</u>を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者が<u>その行政事務</u>を遂行するために必要な限度において<u>当該事務</u>を行う場合には、これに該当しないものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(税務官公署における事務)</p> <p>5-1 法第5条第1項第<u>1</u>号イに規定する「税務官公署における事務」と</p>	<p>第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務)</p> <p>2-1 税理士法(以下「法」という。)第2条に規定する「税理士業務」とは、同条第1項各号に掲げる<u>事務</u>を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業とする」とは、<u>同項各号に掲げる事務</u>を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者が<u>その事務</u>を遂行するために必要な限度において<u>これらの事務</u>を行う場合には、これに該当しないものとする。</p> <p><u>(税理士又は税理士法人の補助者)</u></p> <p>2-7 法第2条第3項に規定する「補助者」とは、規則第8条第2号ロに規定する<u>補助税理士</u>をいうものとする。</p> <p><u>(補助者の行う税理士業務)</u></p> <p>2-8 法第2条第3項に規定する「補助者」は、従事する税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、<u>自らの名において税理士業務を行うことができることに留意する。</u></p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(税務官公署における事務)</p> <p>5-1 法第5条第1項第<u>2</u>号イに規定する「税務官公署における事務」と</p>

改正後	改正前
<p>は、国税庁、国税局及び税務署並びに地方税に関するこれらの官署に相当する公署における事務をいうものとし、これらの官公署における事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）であれば、国税又は地方税の賦課又は徴収の事務に限らないものとする。</p> <p>（その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務）</p> <p>5-2 法第5条第1項第1号イに規定する「その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務」には、5-1に規定する官公署以外の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。<u>法第24条関係を除き、以下同じ。</u>）又は地方税に関する部課における企画、立案、指導に関する事務及び国税又は地方税の賦課又は徴収の事務のほか、租税に関する訴訟に係る<u>事務</u>を含むものとする。</p> <p>（特別の法律により設立された金融業務を営む法人）</p> <p>5-3 法第5条第1項第1号ハに規定する「特別の法律により設立された金融業務を営む法人」とは、日本銀行、<u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、株式会社商工組合中央金庫、地方公共団体金融機構等の金融業務を営む特殊法人、認可法人、独立行政法人等をいうものとし、これらの法人の設立に伴い廃止又は組織変更されたものも含むことに留意する。</u></p> <p>（大学若しくは高等専門学校を卒業した者で法律学又は経済学を修めたもの）</p> <p>5-4 法第5条第1項第2号に規定する「大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、<u>卒業した学校以外の大学又は高等専門学校において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</u></p>	<p>は、国税庁、国税局及び税務署並びに地方税に関するこれらの官署に相当する公署における事務をいうものとし、これらの官公署における事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）であれば、国税又は地方税の賦課又は徴収の事務に限らないものとする。</p> <p>（その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務）</p> <p>5-2 法第5条第1項第2号イに規定する「その他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務」には、5-1に規定する官公署以外の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。<u>以下同じ。</u>）又は地方税に関する部課における企画、立案、指導に関する事務及び国税又は地方税の賦課又は徴収の事務のほか、租税に関する訴訟に係る<u>事務等</u>を含むものとする。</p> <p>（特別の法律により設立された金融業務を営む法人）</p> <p>5-3 法第5条第1項第2号ハに規定する「特別の法律により設立された金融業務を営む法人」には、日本銀行、<u>国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、商工組合中央金庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、社会福祉・医療事業団、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び農林中央金庫のほか、旧日本開発銀行、旧日本輸出入銀行等承継法人の設立に伴い解散したもののその他既に組織変更又は閉鎖されたものも含むものとする。</u></p> <p>（大学若しくは高等専門学校を卒業した者で法律学又は経済学を修めたもの）</p> <p>5-4 法第5条第1項第3号に規定する「大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、<u>同号に規定する大学若しくは高等専門学校を卒業した者で、これらの学校（当該卒業した学校を除く。）のいずれかにおいて法律学又は経済学に属</u></p>

改正後	改正前
<p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5-5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、<u>学校教育法施行規則第155条第1項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)</u>において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p> <p>(受験資格の期間の計算)</p> <p>5-6 法第5条第1項第1号又は第2項の期間の計算は、同条第1項第1号に掲げる事務又は業務に従事することとなった日から当該事務若しくは業務に従事しないこととなった日の前日又は税理士試験申込締切日の<u>いずれか早い日までの期間</u>につき、当該事務又は業務に従事することとなった日から当該日の属する月の末日までの期間を一月とし、翌月以降は暦に従って計算し、一月未満の月があるときは、一月として計算するものとする。</p> <p>(法令の規定に基づいて行う検査事務)</p> <p>5-8 令第2条第3号に規定する「法令の規定に基づいて行う検査事務」とは、<u>会計法第46条又は地方自治法第221条の規定に基づく予算の執行状況に関する監査事務及び調査事務を含むもの</u>とする。</p>	<p>する科目を修めたものを含むことに留意する。</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5-5 法第5条第1項第3号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、<u>同号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、同号の財務省令で定める学校(当該認められた学校を除く。)</u>のいずれかにおいて法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p> <p>(受験資格の期間の計算)</p> <p>5-6 法第5条第1項第2号又は第2項の期間の計算は、同条第1項第2号に掲げる事務又は業務に従事することとなった日から当該事務又は業務に従事しないこととなった日の前日又は税理士試験申込締切日<u>までの期間</u>につき、当該事務又は業務に従事することとなった日から当該日の属する月の末日までの期間を一月とし、翌月以降は暦に従って計算し、一月未満の月があるときは、一月として計算するものとする。</p> <p>(法令の規定に基づいて行う検査事務)</p> <p>5-8 令第2条第3号に規定する「法令の規定に基づいて行う検査事務」とは、<u>会計法第46条の規定に基づく予算執行に関する実地検査事務又は公団の会計に関する検査事務等をいうもの</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8-3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する<u>国税以外の国税</u>の賦課に関する事務(犯則の取締り及び賦課に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(2) <u>国税</u>の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な<u>調査又は検査</u>の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>第18条《登録》関係</p> <p>(税理士としての登録)</p> <p>18-1 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、社員税理士(税理士法人の社員である税理士をいう。以下同じ。)、<u>所属税理士</u>又は開業税理士(社員税理士及び<u>所属税理士</u>以外の税理士をいう。)のいずれか一の税理士として登録する必要があることに留意する。</p> <p>第24条《登録拒否事由》関係</p> <p>(公職)</p> <p>24-2 法第24条第2号に規定する「公職」とは、<u>おおむね次に掲げる</u>機関のすべての職をいい、その職は公選のものであると否とを問わないものとする。ただし、同条同号の<u>かっこ書</u>の規定により国会又は地方公共団体の議会の議員の職、<u>非常勤の職</u>その他規則第12条の2に規定する<u>国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職</u>以外の職であって法</p>	<p>(国税に関するその他の事務)</p> <p>8-3 法第8条第1項第5号に規定する「国税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務」とは、次の各号に掲げる事務をいうものとする。</p> <p>(1) 法第8条第1項第4号に規定する国税以外の<u>国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)</u>の賦課に関する事務(犯則の取締り及び賦課に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(2) <u>国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)</u>の徴収の事務(徴収に関する異議処理の事務を含む。)</p> <p>(3) (1)及び(2)の事務に関する指導、監督及びそのために必要な<u>調査、検査</u>の事務</p> <p>(4) (1)及び(2)の事務に関する教育を担当する教育官の事務</p> <p>第18条《登録》関係</p> <p>(税理士としての登録)</p> <p>18-1 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、社員税理士(税理士法人の社員である税理士をいう。以下同じ。)、<u>補助税理士</u>又は開業税理士(社員税理士及び<u>補助税理士</u>以外の税理士をいう。)のいずれか一の税理士として登録する必要があることに留意する。</p> <p>第24条《登録拒否事由》関係</p> <p>(公職)</p> <p>24-2 法第24条第2号に規定する「公職」とは、<u>おおむね次の各号に掲げる</u>機関のすべての職をいい、その職は公選のものであると否とを問わないものとする。ただし、同条同号の<u>かっこ書</u>の規定により国会又は地方公共団体の議会の議員の職<u>及び非常勤の職</u>を除くことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>令等により税理士業務との兼業が制限されていない職を除くことに留意する。</p> <p>(1) 国会 (2) 裁判所 (3) 国の行政機関 (4) 都道府県及び市町村 (5) 地方自治法に規定する特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団</p> <p>第 33 条《署名押印の義務》関係</p> <p>(<u>所属税理士</u>である旨の表示)</p> <p>33-1 法第 33 条の規定により、税理士が署名押印するときに、税理士である旨を付記するに当たって、当該税理士が<u>所属税理士</u>である場合には、<u>所属税理士</u>である旨を表示するものとする。</p> <p>第 38 条《秘密を守る義務》関係</p> <p>(<u>税理士業務</u>に関し知り得た秘密)</p> <p>38-2 法第 38 条に規定する「<u>税理士業務</u>に<u>関して</u>知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。</p> <p>(<u>使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項</u>)</p> <p>38-4 <u>規則第 1 条の 2 第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定により使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法第 38 条に規定する「税理士業務に<u>関して</u>知り得た秘密」</u></p>	<p>(1) 国会 (2) 裁判所 (3) 国の行政機関 (4) 都道府県及び市町村 (5) 地方自治法に規定する特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団</p> <p>第 33 条《署名押印の義務》関係</p> <p>(<u>補助税理士</u>である旨の表示)</p> <p>33-1 法第 33 条の規定により、税理士が署名押印するときに、税理士である旨を付記するに当たって、当該税理士が<u>補助税理士</u>である場合には、<u>補助税理士</u>である旨を表示するものとする。</p> <p>第 38 条《秘密を守る義務》関係</p> <p>(<u>税理士業務</u>に関し知り得た秘密)</p> <p>38-2 法第 38 条に規定する「<u>税理士業務</u>に<u>関し</u>知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

改正後	改正前
<p><u>に含まれることに留意する。</u></p> <p>第 42 条《業務の制限》関係</p> <p>(社員税理士等に対する業務の制限)</p> <p>42-5 社員税理士又は<u>所属税理士</u>は、法第 42 条の規定に抵触する事件については、<u>その使用者である税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合</u>であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。</p> <p>第 48 条の 6 関係</p> <p>(使用人である税理士)</p> <p>48 の 6-1 法第 48 条の 6 に規定する「使用人である税理士」とは、<u>所属税理士</u>をいう。</p>	<p>第 42 条《業務の制限》関係</p> <p>(社員税理士等に対する業務の制限)</p> <p>42-5 社員税理士又は<u>補助税理士</u>は、法第 42 条の規定に抵触する事件については、<u>従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合</u>であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。</p> <p>第 48 条の 6 関係</p> <p>(使用人である税理士)</p> <p>48 の 6-1 法第 48 条の 6 に規定する「使用人である税理士」とは、<u>補助税理士</u>をいう。</p>